

やめよう! 放置 自転車!!

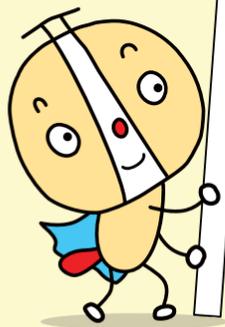
自転車は駐輪場へ

「少しの間だから・・・」と安易な気持ちで、歩道や道路に自転車を止めていませんか? 自転車を放置することは、歩行者や車両の安全な通行を妨げるだけでなく、高齢者や体の不自由な方にとって危険な障害物となってしまいます。ほかにも、街の景観を損ねたり、災害時の消火・救急活動に支障をきたす事例も発生しています。

誰もが安全に通行できるよう、自転車は歩道などに止めず、周辺の駐輪場を利用しましょう。



自転車等放置禁止区域と 駅周辺の放置自転車の現状



駅周辺には、
民間の駐輪場も
あるよ。
ぜひ利用してね!

- 凡例
- 自転車等放置禁止区域
 - 自転車等駐輪場



放置
自転車の
現状



放置
自転車の
現状



放置
自転車の
現状



放置
自転車の
現状



放置
自転車の
現状



自転車等放置禁止区域内に
放置していると...

大阪市の条例に基づき、放置された自転車は即時撤去されます。乗り捨てられた自転車や、通勤・通学のために長時間置いてある自転車だけでなく、買い物等のわずかな時間であっても、路上に置かれた自転車は放置自転車となります。

問合せ 市民協働課 7階73番窓口 ☎6659-9734